

第 336 号丹波市商工会FAXレター

2021/10/13 発行

月次支援金のお知らせ

【給付対象】①と②を満たせば、業種／地域を問わず給付対象となります。

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

※地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」の支給対象となっている事業者は給付対象外です。(新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金など)

給付額	
中小法人	上限20万円/月
個人事業主等	上限10万円/月
給付額：2019年または2020年の基準月の売上ー2021年の対象月の売上	

📌申請方法・必要な書類等は下記ホームページをご覧ください。📌

ホームページ：https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

【申請期間】

8月分：2021年9月1日～10月31日 9月分：2021年10月1日～11月30日

【問合せ】月次支援金事務局 相談窓口 【申請者専用】TEL：0120-211-240

IP電話等からのお問合せ先：03-6629-0479（通話料がかかります）

インボイス制度セミナー 参加者募集のお知らせ

インボイス制度の内容と対策ポイントについてのセミナーを開催します。

【日時】令和3年11月16日（火） 19：30～21：00

【会場】丹波市商工会 本所（丹波市氷上町成松 140-7）

コロナ対策の為、会場受講定員20名で開催いたします。オンライン(ZOOM)配信も行います。

【内容】「そもそもインボイス制度とは何?」「インボイス制度によるメリット・デメリットは?」「業種で異なる対応ポイントは?」「明日から自分がすべきことは何?」等事前に頂いたご質問にお答えしながら進行します。

【講師】深田享保氏（税理士）深田会計事務所所長

【申込方法】お電話もしくはFAX, mail（商工会HPよりダウンロード下さい）

【問合せ】第一経営支援課 四方 TEL:82-3476 FAX:82-7601 mail:shikata@tanba.or.jp

兵庫県最低賃金の改正について

令和3年10月1日より兵庫県の最低賃金が、下記のとおり改正されました。

時間額 **928円**（改正前は900円）

最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。

【問合せ】兵庫労働局労働基準部賃金室 TEL：078-367-9154

西脇労働基準監督署 TEL：0795-22-3366

〒669-3601 丹波市氷上町成松 140-7（本所） 現在の会員 数 事業所 2048
☎ 0795-82-3476 / FAX 0795-82-7601 Eメール✉ info@tanba.or.jp

第 336 号丹波市商工会FAXレター

2021/10/13 発行

中小企業者事業継続応援金（第 2 弾）

※申請期限、比較対象月等要件が変更となったことに伴い、2 回目の申請が可能となりました

【応援金額】

- ・対象月の売上が 20%以上 50%未満減少している事業者：10 万円
- ・対象月の売上が 50%以上減少している事業者：20 万円

※7 月 1 日から 9 月 30 日までに申請された事業者で、10 万円の受給となった事業者については、下記の要件を満たせば 2 回目の申請が可能です。（差額の 10 万円の応援金を給付します）

1. 申請金額が 10 万円
2. 6 月から 12 月の連続する任意の 2 ヶ月間の売上が平成 31 年（令和元年）または令和 2 年の同じ 2 ヶ月間と比較して 50%以上減少している

【申請について】

新型コロナウイルス感染症対策のため、申請される方は原則郵送での申請をお願いします。

【申請期間】

令和 3 年 7 月 1 日（木曜日）～令和 4 年 2 月 28 日（月曜日）※必着

【申請書送付先】

〒669-4192 丹波市春日町黒井 811 番地 丹波市役所 産業経済部 新産業創造課 宛
対象要件および申請書類等に関しては、下記 URL より丹波市の特設ページをご覧ください。

<https://www.city.tamba.lg.jp/site/shinsan/dai2danouenkin.html>

※兵庫県の要請による新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金第 1 期（令和 3 年 1 月 14 日から 2 月 7 日）、または、第 2 期（令和 3 年 2 月 8 日から 3 月 7 日）の給付を受けている方は申請対象外となります。（飲食店への協力金）

【問合せ】 丹波市役所 新産業創造課 TEL：0795-74-1464

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの 改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成 18 年（2006 年）9 月から輸入、製造、使用などが禁止（罰則あり）されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。以下、適切な対策の実施が必要です。

- 工事開始前の石綿の有無の調査
- 工事開始前の労働基準監督署への届出
- 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制
- 石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制
- 写真等による作業の実施状況の記録

※詳しくは、下記お問合せ先まで。

【問合せ】厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

解体改修工事の受注者
（解体改修工事実施者）
の皆さまへ